貨物自動車運送事業運賃料金

【貸切運賃料金】

Ⅰ　距離制運賃率表　（単位：円）

車種別／キロ程	小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（１０トンクラス）	トレーラー（２０トンクラス）
１０ｋｍ	１５，７９０	１８，１９０	２３，０６０	２９，０７０
２０ｋｍ	１７，７１０	２０，４３０	２６，１１０	３３，１６０
３０ｋｍ	１９，６３０	２２，６６０	２９，１６０	３７，２４０
４０ｋｍ	２１，５５０	２４，８９０	３２，２００	４１，３２０
５０ｋｍ	２３，４８０	２７，１３０	３５，２５０	４５，４００
６０ｋｍ	２５，４００	２９，３６０	３８，３００	４９，４８０
７０ｋｍ	２７，３２０	３１，５９０	４１，３４０	５３，５７０
８０ｋｍ	２９，２４０	３３，８３０	４４，３９０	５７，６５０
９０ｋｍ	３１，１６０	３６，０６０	４７，４４０	６１，７３０
１００ｋｍ	３３，０８０	３８，２９０	５０，４８０	６５，８１０
１１０ｋｍ	３５，０１０	４０，５００	５３，４５０	６９，７７０
１２０ｋｍ	３６，９３０	４２，７１０	５６，４１０	７３，７２０
１３０ｋｍ	３８，８５０	４４，９２０	５９，３７０	７７，６８０
１４０ｋｍ	４０，７７０	４７，１２０	６２，３３０	８１，６４０
１５０ｋｍ	４２，６９０	４９，３３０	６５，３００	８５，５９０
１６０ｋｍ	４４，６２０	５１，５４０	６８，２６０	８９，５５０
１７０ｋｍ	４６，５４０	５３，７４０	７１，２２０	９３，５００
１８０ｋｍ	４８，４６０	５５，９５０	７４，１９０	９７，４６０
１９０ｋｍ	５０，３８０	５８，１６０	７７，１５０	１０１，４２０
２００ｋｍ	５２，３００	６０，３６０	８０，１１０	１０５，３７０
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	３，８３０	４，３８０	５，８５０	７，８００
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	９，５８０	１０，９５０	１４，６２０	１９，４９０

Ⅱ　時間制運賃率表　（単位：円）

キロ程／車種別			小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（１０トンクラス）	トレーラー（２０トンクラス）
基礎額	８時間制	基礎走行キロ 小型車は 100km 小型車以外のもの 130km	３９，３８０	４６，６４０	６０，０９０	７６，８４０
	４時間制	基礎走行キロ 小型車は 50km 小型車以外のもの 60km	２３，６３０	２７，９８０	３６，０５０	４６，１００
加算額	基礎走行キロを超える場合は 10km を増すごとに		３５０	４１０	６３０	９３０
	基礎作業時間を超える場合は１時間を増すごとに（4 時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		３，７１０	３，８９０	４，１８０	４，９２０

Ⅲ　個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した１個または１重量あたりの運賃を適用することができます。

（車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金）÷｛（最大積載個数又は重量）×基準積載率（７０％）｝

Ⅳ　運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができます。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとします。

(1)　通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合　２割

(2)　有料道路の利用が認められない場合　有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について２割以上

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの２割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの４割
セメントバルク車		大型車又はトレーラーの２割
ダンプ車		大型車の２割
コンクリートミキサー車		大型車の２割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの３割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの４割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの５割以上

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離に限る	3 割

Ⅴ　待機時間料

車種別 / 時間	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	１，６８０円	１，７６０円	１，８９０円	２，２２０円
Ⅵに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて２時間を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	２，０１０円	２，１１０円	２，２７０円	２，６７０円

Ⅵ　積込料、取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

車種別 / 時間		小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
30 分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	２，０８０円	２，１８０円	２，３４０円	２，７５０円
	手積みの場合	２，０００円	２，１００円	２，２６０円	２，６５０円
Ⅴに定める待機時間料の適用時間と併せて２時間を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	２，４９０円	２，６１０円	２，８１０円	３，３００円
	手積みの場合	２，４００円	２，５２０円	２，７１０円	３，１８０円

【付帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受します。

Ⅶ　利用運送手数料

運賃の１０％を当該運賃とは別に収受します。

Ⅷ　有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受します。

Ⅸ　その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継運送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受します。

Ⅹ　燃料サーチャージ

１．以下の算出方法に基づいて算出します。

基　準　価　格：120.00 円／Ｌ
改定の刻み幅：5.00 円／Ｌ
改　定　条　件：改定の刻み幅 5.00 円／Ｌの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定します。
廃　止　条　件：軽油価格が 120.00 円／Ｌを下回った時点で、翌月から廃止します。
計　　算　　式：(距離制運賃)
走行距離（km）÷ 車両燃費（km／L）× 算出上の燃料価格上昇額（円／L）
(時間制運賃)
平均走行距離（km）÷ 車両燃費（km／L）× 算出上の燃料価格上昇額（円／L）
(個建運賃)
１個又は１重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準じます。

２．燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとします。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00　円／Ｌ	―
～　120.00　円／Ｌ	廃止	
120.00　超　～　125.00　円／Ｌ	122.50　円／Ｌ	2.50　円／Ｌ
125.00　超　～　130.00　円／Ｌ	127.50　円／Ｌ	7.50　円／Ｌ
130.00　超　～　135.00　円／Ｌ	132.50　円／Ｌ	12.50　円／Ｌ
135.00　超　～　140.00　円／Ｌ	137.50　円／Ｌ	17.50　円／Ｌ
140.00　超　～　145.00　円／Ｌ	142.50　円／Ｌ	22.50　円／Ｌ
145.00　超　～　150.00　円／Ｌ	147.50　円／Ｌ	27.50　円／Ｌ
150.00　超　～　155.00　円／Ｌ	152.50　円／Ｌ	32.50　円／Ｌ
155.00　超　～　160.00　円／Ｌ	157.50　円／Ｌ	37.50　円／Ｌ
160.00　超　～　165.00　円／Ｌ	162.50　円／Ｌ	42.50　円／Ｌ
165.00　超　～　170.00　円／Ｌ	167.50　円／Ｌ	47.50　円／Ｌ
170.00　超　～　175.00　円／Ｌ	172.50　円／Ｌ	52.50　円／Ｌ
175.00　超　～　180.00　円／Ｌ	177.50　円／Ｌ	57.50　円／Ｌ
180.00　超　～　185.00　円／Ｌ	182.50　円／Ｌ	62.50　円／Ｌ
185.00　超　～　190.00　円／Ｌ	187.50　円／Ｌ	67.50　円／Ｌ
190.00　超　～　195.00　円／Ｌ	192.50　円／Ｌ	72.50　円／Ｌ
195.00　超　～　200.00　円／Ｌ	197.50　円／Ｌ	77.50　円／Ｌ
200.00　超　～　205.00　円／Ｌ	202.50　円／Ｌ	82.50　円／Ｌ

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値としました。
※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格―基準価格）としました。
※軽油価格が 205.00 円／Ｌを上回った場合は、改定の刻み幅 5.00 円／Ｌの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算術するものとします。

３．サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとします。

車種	燃費
小型車（２ｔクラス）	7.0　km/L
中型車（４ｔクラス）	5.0　km/L
大型車（10ｔクラス）	3.0　km/L
トレーラー（20ｔクラス）	1.5　km/L

４．時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとします。

車種	８時間制	４時間制
小型車（２ｔクラス）	100km	50km
中型車（４ｔクラス）	130km	60km
大型車（10ｔクラス）	130km	60km
トレーラー（20ｔクラス）	130km	60km

５．端数処理
端数処理として、円単位に少数を切り上げます。

Ⅺ　その他

運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。